

令和6年度地下水質測定結果について **概要**

水質汚濁防止法第16条の規定により策定した「令和6年度地下水質測定計画」に基づき実施した調査の結果は以下のとおり。

1 概況調査等

(1) 調査の目的

地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められている項目について、全体的な地下水質の状況を把握する。(概ね2 km四方に区切った県内264区域を5年で一巡できるように調査を実施する。)

- *用語
- 区域：概況調査の対象として設定した県内を概ね2 km四方に区切った範囲を示している。
 - 地点：調査対象とした井戸のことを示している。
 - 地域：調査対象項目毎の調査対象となる範囲を示している。

(2) 調査の結果

調査区域数	検出区域数
53区域 (63地点) 【環境基準項目】	5区域 (5地点) 【鉛、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、砒素】

- 検出のあった5区域 (5地点) のうち、既知の汚染地域内である3区域 (3地点) を除く、2区域 (2地点) について、検出井戸周辺調査を実施した。

2 検出井戸周辺調査

(1) 調査の目的

概況調査等で新たに検出され、その物質の広がりを確認する必要がある場合等に、地下水環境基準値を超過する汚染の有無や検出範囲等を確認する。

(2) 調査の結果

調査地域数	検出地域数	超過地域数
2地域 (7地点) 【鉛、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素】	1地域 (4地点)	0地域 (0地点)

- 検出井戸周辺調査の結果、周辺で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素について地下水環境基準値を超過する汚染はみられなかった。また、鉛について検出はみられなかった。次年度からそれぞれの地域について、概況調査での検出井戸において継続監視調査 (汚染監視調査) および継続監視調査 (経過観察調査) を実施する。

3 継続監視調査

(1) 調査の目的

検出井戸周辺調査により前年度までに環境基準値を超過した地点等を含む地域において、継続的に監視を行う。

(2) 調査の結果

	調査地域数	検出地域数	超過地域数
汚染監視調査 (自然由来以外の 汚染)	13地域 (99地点) 【揮発性有機化合物 (10地 域)、硝酸性窒素及び亜硝 酸性窒素 (1 地域)、六価 クロム (1 地域)、ベンゼ ン (1 地域)】	13地域 (45地点) 【同左】	12地域 (26地点) 【揮発性有機化合物 (10地 域)、硝酸性窒素及び亜硝 酸性窒素 (1 地域)、六価 クロム (1 地域)】
経過観察調査	3 地域 (3 地点) 【硝酸性窒素及び亜硝酸 性窒素 (1 地域)、セレン (1 地域)、揮発性有機化 合物 (1 地域)】	2 地域 (2 地点) 【硝酸性窒素及び亜硝酸 性窒素 (1 地域)、揮発性有 機化合物 (1 地域)】	なし
継続監視調査 (自然由来汚染)	6 地域 (10地点) 【砒素 (4 地域)、ふっ素 (2 地域)】	6 地域 (10地点) 【同左】	4 地域 (7 地点) 【砒素 (3 地域)、ふっ素 (1 地域)】

- 汚染監視調査地域のうち、人為的な汚染原因が考えられる 1 地域において、全地点で監視対象項目が環境基準値以下となったことから、次年度は経過観察調査を実施する。
- 経過観察調査地域のうち、全地域 (3 地域) において、監視対象項目が 2 年連続で環境基準値以下となったことから、今年度で継続監視調査を終了する。うち 1 地域については、年 2 回の調査を予定していたが、1 回目の調査を実施した後、調査対象井戸での採水が不可となり周辺に代替井戸もないため、年 1 回の調査結果をもって、今年度で継続監視調査を終了する。
- 自然的原因の汚染の可能性が高いと考えられる地域のうち 6 地域については 5 地域で環境基準を超過した。引き続き、概況調査に合わせて 5 年に 1 回の頻度で調査を実施する。

また、1 地域において、調査対象井戸での採水が不可となり、周辺に代替井戸もないため、今年度で継続監視調査を終了する。